

平成20年度第2回 山梨県景観審議会 会議録

1 日 時 平成20年12月18日(木) 午前10時00分～12時15分

2 場 所 県民会館802会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 北村真一 箕浦一哉 齋藤雅代 堀内洋子 山本育夫 雨宮健一 井上和夫
田辺篤 望月秀次郎 飯島朱美 赤岡和代

(事務局) 県土整備部技監 美しい県土づくり推進室長 同室員(2名)

4 傍聴者等の数 4人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
- (4) 閉会

6 議題

(1) 美しい県土づくりガイドラインについて【公開】

第1回審議事項について

第3章 景観形成の基本方針

第4章 景観形成の推進に向けて

(2) その他【公開】

7 議事の概要

(1) 美しい県土づくりガイドラインについて

【第1回審議事項について】

(議長)

第1回の審議事項について、事務局より説明願います。

(事務局)

(高さ規制について資料に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

現状で違反している高さの建物は無いことを理解できました。しかし今後、全県的に自然を大切にする目標を持っていくとすれば、都市部は別として、高さ規制も必要ではないでしょうか。

(事務局)

(加筆した景観の定義や効果について資料に基づいて説明)

(委員)

加筆された「景観」と「美しい県土づくり」の考え方は、相互に交流していくイメージで、分かり易く、今までにない新たな切り口で、よくまとまっています。

【第3章 景観形成の基本方針】

(議長)

第3章景観形成の基本方針について、事務局より説明願います。

(事務局)

(資料に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

峡中地域の景観形成方針に「山梨県の玄関口」という表現があるが、玄関口はそれぞれの地域にあるので、中心地というような表現の方がよいと考えます。

また、県や市町村の各部局で発行しているパンフレットの類との整合をとっていただきたい。

(委員)

「武田家ゆかりの歴史的景観資源」はそのとおりであるが、甲府城については信玄の城という誤った考えの者も多くいるので、正しい歴史認識を持ってもらいながら中心街を活性化するためにも、柳沢吉保との関係を「くどいくらい」明記してもらいたい。

また、市町村の最新の情報を反映するためにも、市町村に一層確認を取って進めていただきたい。

(委員)

北杜市や富士山北麓をはじめ、山梨には素晴らしい紅葉の景観が数多くあるので紅葉の写真をもう少し増やしたらいかがでしょう。

また、日本中にある真夏の凍結防止の看板などの季節はずれの注意書きの看板、また宣

言や標語の類の看板については、今の時代にそぐわないので、山梨県だけでなく勇気があってもよいのではないのでしょうか。

(委員)

素晴らしくきれいな写真が多いが、絶景だけが景観ではないので、もう少し日常的な暮らしの景観を良くしていく観点を、何らかの形で盛り込めないのでしょうか。ベストショットの写真だけでは、偏った景観が植え付けられるおそれがあります。

(委員)

景観という言葉は誤解されやすいと思います。昨今、子供達が家族と安心して楽しめる場所が少なくなっているが、自然の中からいろいろなことを学ぶことは人間形成には大事であり、景観だけではなく、そのための環境づくりにも視点を置くべきではないのでしょうか。

(委員)

各地域の景観形成の方針の地図は、良好な景観を万遍なく記載しているが、県として守り整備すべき景観を選択し、さらに強調したらいかがでしょうか。

(事務局)

今回のガイドラインは、県が主体で調査し、市町村の意見も参考にしながら策定しているので、ご指摘いただいた重要な景観の箇所の選択・強調は、今後の課題であると考えています。

(委員)

峡東地域の景観形成方針に示されている上条集落は、確かに建築的には素晴らしい集落であるが、このような形で明記されると、地元では保全についての賛否両論様々な意見がある中で、不安や期待が増してしまうだけです。地域と一緒に景観を守る必要があるので、行政の押しつけとならないよう再考を求めます。

(委員)

甲府城については、自然石をこれほど高く積んでいるお城は全国に誇れることから、中心地の景観としてさらにアピールしていただきたい。

(事務局)

本日いただいたご意見を踏まえ、さらに市町村の意向を確認し、反映できるものは反映していきたい。

(委員)

静岡空港が開港して中部横断自動車道開通した暁には、静岡からの観光客を中心に誘導し、そこから富士北麓に回ってもらうための景観形成をしておく必要があります。そのためにも、甲府城については「西の白鷺、東の舞鶴」のキャッチフレーズで、きれいな印象を受ける舞鶴城としてPRし、天守閣の復元なども時間をかけて行っていく必要があります。

ます。

また、「山梨百名山」が非常にインパクトがあったように、生活に密着した景観という観点からは、「山梨の暮らし百景」や「富士山百景」など山梨の百景をつくっていくことを提案します。

(事務局)

甲府城のPR、隣県からの観光局の誘致、「百景」については、今後の課題であると認識しています。

(委員)

愛宕山の裁判所の官舎は、今は甲府市の所有であると思うが、この場所を公園にして、甲府駅から歩いていける憩いの場所にできたらよいと思います。

また、京都は何度も行きたくなる場所ですが、山梨は山に囲まれていて京都にそっくりです。本ガイドラインをとおして、かつての甲府の城下町の賑わいを取り戻して、多くの観光客に何度も訪れてもらえる景観をつくっていききたい。

(委員)

森林の景観形成の方針が頻繁に出てくるので、22～23ページに森林エリアの図があった方がよいのではないのでしょうか。また、「軸」という言葉は、交通には使うが、精確には境界部(エッジ)の意味になります。山岳軸と交通軸の表現や内容は工夫した方がよいかもしれません。

【第4章 景観形成の推進に向けて】

(議長)

「第4章景観形成の推進に向けて」について、事務局より説明願います。

(事務局)

(資料に基づいて説明)

(議長)

ご意見ご質問をお願いします。

(委員)

我々NPOは6年間にわたり県内のほぼ全市町村で約150のツアーコースとガイドブックをつくり、ウォーキングやバスツアーを行っています。また、県立博物館では、来館者に通信簿をつけてもらう取り組みを行っています。これらをまちの景観通信簿の取り組みに応用することは、十分可能であると考えています。

(議長)

まちの景観通信簿については進めて行ければよいと思います。

(委員)

本ガイドラインはよくまとまっているが、実践が重要ですから、計画を誰がどうやって実践するかということについて県の考えを伺いたい。

(事務局)

今後は、特に市町村の役割が非常に大きくなります。県としては、市町村の支援を検討しています。また、公共事業の景観形成にも力を入れており、その他に職員が出向く出張講座やNPO等とも協力した八ヶ岳南麓風景街道の活動も行っています。

(委員)

ただいま市町村の役割という話が出たが、本ガイドラインを策定した後で、その実践については市町村さんお願いしますと突き放されても、難しい問題がありますので、このことはしっかり認識しておいていただきたい。

(委員)

本ガイドラインでは、県民・市町村・県と三者の役割が並べて書かれているが、市町村を強調し、順番についても県民、市町村、県の順がよいと思います。ただし、市町村が実行するための環境づくりが別途必要になってくることは当然です。

また、本ガイドラインを活用するときには、市町村の景観担当者が重要な鍵を握ってきますが、その担当者がしっかり認識を持って、現場の中で住民に働きかけを十分行えるようなガイドラインが必要だと考えます。したがって、住民の参画をきっちり進めていくことがもう少し強調して、効果的に活用されるような書き方の工夫がなされるとよいのではないのでしょうか。

また、県民の役割について、個の取り組みだけではなく、NPOなどによる協働的な取り組みのイメージが入ってくるとよいと思いました。

(委員)

本ガイドラインの策定を目的化することはよくありません。

やはり、県民と事業者の役割は県と市町村の下であり、県や市町村が協働の場を提供するべきであると思います。

計画の実践は市町村がやらざるを得ないのですが、市町村にはNPOをはじめ、このような実践化に積極的に関わっていきたいという方はたくさんいます。このような方の思いを受け止めて、巻き込んでいくことが大切であることから、人材の育成のところの書き方をもう少し強調していただきたい。

(委員)

市町村がよい仕事ができるか否かは、県の姿勢にも左右される。実際には、予算はどうするのかといった話に必ずなるが、そのときに、県が全力をあげて支援するという姿勢があれば、市町村には優秀な職員がいるので、良い結果が出てくるのではないのでしょうか。

(委員)

最終的には個人の意識に戻ってくるのだと思います。

私の住んでいる地区では、5～6年前からゴミの分別が始まりました。地域がきれいになるとよいスパイラルが生まれ、子供達にも美化の意識が生まれてきます。体に染み込ませるのが一番手っ取り早いと感じています。

(委員)

議論が活発になってくると、時間が足りなくなる。次回はもう少し時間をとっていただければありがたい。

(委員)

地域毎の景観形成の方針の「特徴と課題」については、特徴と課題が入り交じっているので、順番を並べ替えるなど整理した方が理解しやすいのではないかと。

特に、課題については、県のレベルの話と、個人のレベルの話が入り乱れているので、後述の役割の順番と合わせて、並べ替えたらいかがでしょうか。

(事務局)

今回のガイドラインの中で一つ一つ課題と特徴を分類し、掘り下げていくことは作業的に難しいと考えています。今後、市町村が景観計画を策定していく中で、役割分担を細かくしていく部分に委ねたいと考えています。ただし、順番の入れ替え等で調整する分については、再度見直したいと思います。

(委員)

5章～6章が具体的なガイドラインとなるが、県民と市町村と県の協働に関して、市町村の担当者も県民も、どう動いたら上手く協働できるかについてヒントが欲しいと思っているはずなので、何らかのヒントが盛り込まれるとよいのではないのでしょうか。

(委員)

くどいようですが景観形成＝人間形成であって欲しい、このことを忘れて欲しくないと感じています。

(事務局)

基本テーマについては、次回ご意見をいただきたい。

(2) その他

次回審議会は1月22日木曜日の午前9時から、今回と同じ会場で行うことが決定した。